

丹生谷合併協議会だより



鷺敷町



相生町



上那賀町



木沢村



木頭村



第8号-2004年7月

第8回合併協議会を開催

日時 平成16年6月24日(木)
午後2時～午後17時5分
場所 相生ふるさと交流館2F会議室

第8回丹生谷合併協議会を上記日程により開催し、新町の建設計画についての報告の後、「字名の取扱いについて」「消防団の取扱いについて」「消防防災関係事業について」「コミュニティ施策について」「若者定住促進対策について」の5項目についての協議を行いました。



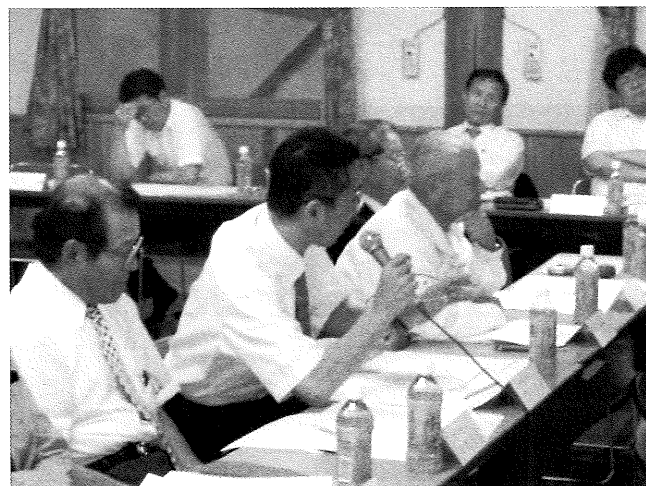
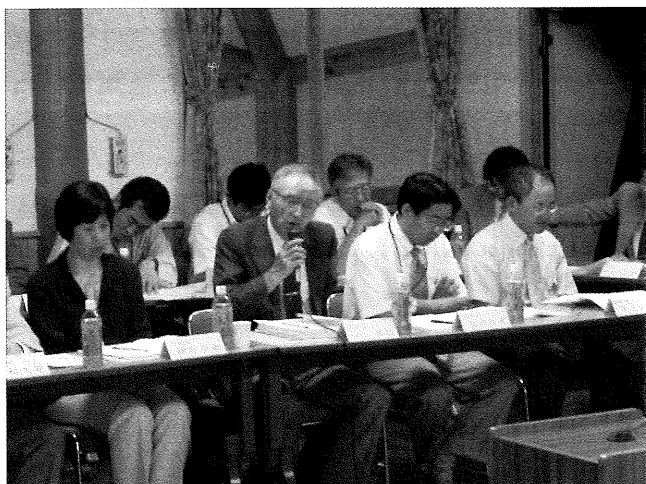
第8回合併協議会日程

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 開 会 | 40 消防防災関係事業について |
| 2 会長挨拶 | 41 コミュニティ施策について |
| 3 会議録署名委員の指名 | 42 若者定住促進対策について |
| 4 報告事項 | 6 第9回協議会の協議内容について |
| 1. 新町の建設計画について | 7 第9回協議会日程について |
| 5 協議事項 | 8 その他 |
| 38 字名の取扱いについて | 9 閉 会 |
| 39 消防団の取扱いについて | |

字名の取扱いについて

■字名の取扱いについて協議を行い、以下のとおり承認されました。

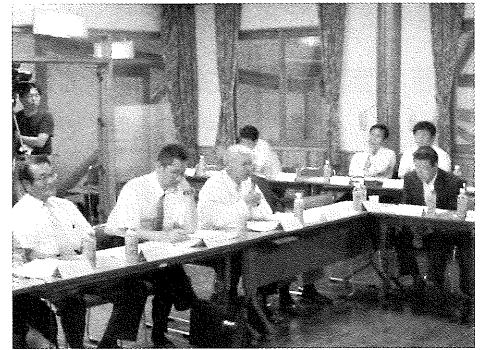
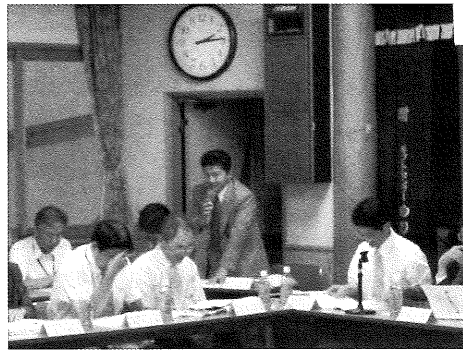
- ①鷺敷町、相生町、上那賀町の大字、字の区域及び名称の取扱いについては現行のとおりとする。
- ②木沢村については「大字」の文字を廃止し、大字、字の区域及び名称の取扱いについては現行のとおりとする。
- ③木頭村については、「大字」の文字を廃止し、「助」を「木頭助」、「出原」を「木頭出原」、「和無田」を「木頭和無田」、「西宇」を「木頭西宇」、「南宇」を「木頭南宇」、「折宇」を「木頭折宇」、「北川」を「木頭北川」に改め、字の名称は現行のとおりとする。大字、字の区域については現行のとおりとする。



消防団の取扱いについて

■消防団の取扱いについて協議を行い、以下のとおり承認されました。

- ①消防団については、現行の鷺敷町消防団、相生町消防団、上那賀町消防団、木沢村消防団及び木頭村消防団を新町に引き継ぎ、5団を統括する連合消防団長を設けることとする。ただし、平成19年4月1日から消防団を1団に統合することとする。
- ②消防団の団員である者については、新町に引き継ぐ。
- ③組織（分団等）、制服等については、当面現行のとおりとし、新町において調整する。
- ④階級、定数、任用、報酬その他身分の取扱いについては、現行の制度をもとに合併時に調整する。
- ⑤消防団の訓練及び諸行事（出初式等）については、新町において調整する。
- ⑥消防団施設及び設備については、新町に引き継ぐ。



消防防災関係事業について

■消防防災関係事業について協議を行い、以下のとおり承認されました。

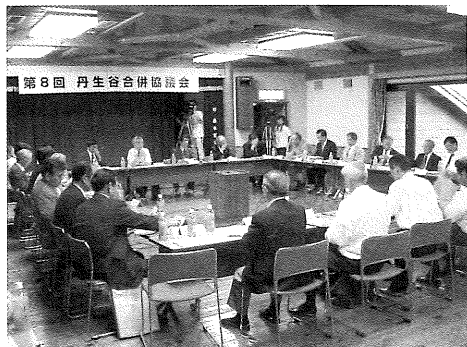
消防防災関係事業については、新町において地域防災計画を策定し、早期に統一できるよう調整を図る。



コミュニティ施策について

■コミュニティ施策について協議を行い、以下のとおり承認されました。

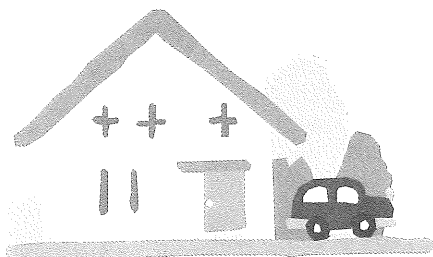
コミュニティ施策については、公民館等の既存施設の有効活用等により、地域コミュニティ活動及び世代間交流の推進を図る。



若者定住促進対策について

■若者定住促進対策についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

若者定住促進対策については、各町村が実施している現行制度については廃止し、新町において調整する。なお、現行の制度で受給資格のある者については、その受給資格を新町に引き継ぐ。



合併協議会だよりの発行を通じて、協議会での審議の過程を逐次お知らせ致します。合併問題を考える際にお役立て下さい。

また、合併協議会の会議録と会議に提出された資料等については、合併協議会事務局、各町村役場及び支所で閲覧することができます。

第9回丹生谷合併協議会の開催日時や場所については、丹生谷合併協議会事務局までお問い合わせ下さい。

協議会の会議は原則公開であり、どなたでも傍聴することができますのでお気軽にお越し下さい。

ただし、傍聴席数の都合により、傍聴者多数の場合は制限をさせていただきますのでご了承ください。

編集
発行

丹生谷合併協議会事務局

〒771-5411 徳島県那賀郡相生町横石字大板 35 番地（相生ふるさと交流館内）

TEL (0884) 64-0555 FAX (0884) 64-0557

